

2018年2月9日 全14頁

法律・制度 Monthly Review 2018. 1

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 1月の法律・制度に関する主な出来事と、1月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 1月は、任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけが開始したこと（1日）、つみたてNISAが開始したこと（1日）、IFRS9号「金融商品」及び同15号「顧客との契約から生じる収益」が発効したこと（1日）、EUで第二次金融商品市場指令（MiFID II）が施行されたこと（3日）、有償ストック・オプションの会計処理が確定したこと（12日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

◀ 目 次 ▶

○1月の法律・制度レポート一覧	2
○1月の法律・制度に関する主な出来事	3
○2月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
2018年度税制改正で所得税はどう変わるか	6
○レポート要約集	10
○1月の新聞・雑誌記事・TV等	14
○1月のウェブ掲載コンテンツ	14

◇1月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
9日	2018年以降の制度改正予定（企業法務編）	横山 淳 小林 章子	その他法律	9
	2018年以降の制度改正予定（バーゼル規制編）	金本 悠希	金融制度	6
	2018年以降の制度改正予定（税制編）	是枝 俊悟 金本 悠希	税制	8
10日	2018年以降の制度改正予定 （会計・開示・監査編）	吉井 一洋	会計	8
12日	2018年以降の制度改正予定（IFRS編）	吉井 一洋	会計	8
17日	法律・制度 Monthly Review 2017.12 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	16
26日	米国、フィデューシャリー規則の動向 ～労働省規則の完全施行は2019年7月に延期。 SECも独自基準を策定中～	上野 まな美 鳥毛 拓馬	金融制度	6
	事業承継税制の拡充・資産税逃れ対策等 ～平成30年度税制改正大綱解説④ —相続関係税制編～	小林 章子	税制	13
	2018年度税制改正で所得税はどう変わるか ～平成30年度税制改正大綱解説⑤—所得税編～	是枝 俊悟	税制	11
30日	有償ストック・オプションの会計処理が確定 ～原則費用計上が必要だが、 （費用計上しない）従来の会計処理の継続も可能～	金本 悠希	会計	6
31日	恒久的施設(PE)と外国子会社合算税制の見直し ～平成30年度税制改正大綱解説⑥—国際課税編～	金本 悠希	税制	13

◇1月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけが開始。 ◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。 ◇NISAの第2期勘定設定期間が開始。 ◇つみたてNISAが開始。年間投資上限額40万円、非課税保有期間(最大)20年間。 ◇配偶者控除・配偶者特別控除の見直し。所得控除38万円の対象となる配偶者の収入の上限を103万円から150万円に引き上げ。 ◇IFRS(国際財務報告基準)9号「金融商品」発効。 ◇IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」発効。
2日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融安定理事会(FSB)、「固有取引識別子(UTI)のガバナンス・アレンジメント(結論と実施計画)」を公表。
3日	<ul style="list-style-type: none"> ◇EU第二次金融商品市場指令(MiFID II)/MiFIR、施行。
4日	<ul style="list-style-type: none"> ◇e-Taxでのダイレクト納付の際に利用する口座について、複数の口座からの選択が可能に。
5日	<ul style="list-style-type: none"> ◇証券監督者国際機構(IOSCO)、「指標利用者へのステートメント」を公表。 ◇米国財務会計基準審議会(FASB)、リース基準の適用に関する改善を提案(コメント期限は2月5日まで)。
11日	<ul style="list-style-type: none"> ◇商工中金の在り方検討会、提言(中間取りまとめ)を公表。完全民営化の方向でビジネスモデル構築の取組みを4年間実施し、完全民営化の実行への移行を判断することとしている。
12日	<ul style="list-style-type: none"> ◇企業会計基準委員会(ASBJ)、実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」及び改正企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」を公表。
15日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本公認会計士協会(JICPA)、中小企業施策調査会研究報告第2号「公認会計士による中小企業の事業承継支援—従業員承継の支援手法について」及び同3号「公認会計士による中小企業の事業承継支援—事業継続・廃業に対する早期判断とその支援手法について」を公表。
16日	<ul style="list-style-type: none"> ◇法制審議会民法(相続関係)部会第26回会議において、「民法(相続関係)等の改正に関する要綱案」が決定される。
17日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融審議会「金融制度スタディ・グループ」、第3回会合を開催。金融の各「機能」のうち「決済」及び「資金供与」について検討。資金以外の交換手段としての役割を果たす決済手段(手形・小切手や国債、仮想通貨など)について、「決済」に含めて取り扱うことの是非等が議論される。 ◇日本証券業協会(JSDA)、「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の制定及び関係規則等の一部改正等を行う。 ◇JSDA、「『当面の主要課題(平成29年7月策定)』への対応状況について(中間報告)」を公表(平成29年12月末時点)。 ◇欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)、IFRS9号の長期の株式投資への影響に関する第1フェーズの調査を欧州委員会に報告。
18日	<ul style="list-style-type: none"> ◇IOSCO、「ICOs(Initial Coin Offerings)に関するIOSCO代表理事会による懸念の表明」を公表。 ◇FASB、税制改革法(Tax Cuts and Jobs Act)に関する所得税の会計処理の改善について提案(コメント期限は2月2日まで)。
22日	<ul style="list-style-type: none"> ◇第196回通常国会が開会(6月20日まで)。
23日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正案を公表(意見提出期限は2月22日まで)。銀行及び

23日	<p>その子会社等について、取引先企業に対する人材紹介業務を取り扱うことができることを明確化するもの。</p> <p>◇金融庁、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」の第2回会合を開催。「財務情報」及び「記述情報（非財務情報）」の充実等について議論される。</p>
24日	<p>◇国際決済銀行（BIS）のグローバル金融システム委員会、報告書「金融危機後の銀行の構造変化」を公表。</p>
25日	<p>◇金融庁、ミャンマー中央銀行との間で、銀行分野における金融協力枠組みに関する覚書に署名。</p> <p>◇JICPA 及び日本監査役協会、「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」の改正を公表。</p>
26日	<p>◇金融庁、つみたてNISAの取扱金融機関の一覧を公表。1月時点で全522社。</p> <p>◇金融庁、銀行カードローン検査の中間とりまとめを公表。</p> <p>◇金融庁、企業内容等の開示に関する内閣府令、企業内容等開示ガイドライン等を一部改正。事業報告と有価証券報告書の記載内容を一部共通化。</p> <p>◇企業会計審議会の監査部会（第41回）が開催される。「監査報告書の透明化」の論点のうち、無限定適正意見以外の場合のKAM（監査上の主要な事項）の記載方法、経営者・監査役等・監査人の対応、監査報告書の記載順序の変更、実施時期等について議論される。</p> <p>◇JICPA、「独立性に関する指針」及び「職業倫理に関する解釈指針」の改正公開草案を公表（意見提出期限は2月26日まで）。インターバル期間について、筆頭業務執行責任者・審査担当者・その他の監査業務の主要な担当社員等に分類し、それぞれ異なる期間を設けることや、インターバル期間中禁止される活動などの見直しを提案するもの。2020年4月1日以後開始事業年度からの適用を提案（早期適用可）。</p>
30日	<p>◇金融庁、「仮想通貨交換業者に対するシステムリスク管理態勢の自己点検について」を公表。</p> <p>◇JSDA、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正等を公表。グリーンシート銘柄の廃止に伴う改正。</p>
31日	<p>◇金融庁、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正案を公表。IFRS第9号「金融商品」、同第3号「企業結合」、国際会計基準（IAS）第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」等を、指定国際会計基準とするもの。</p> <p>◇国税庁、「平成29年度改正 外国子会社合算税制に関するQ&A（情報）」を公表。</p>

◇2月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2018年 (H30)	3月31日	<p>◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行（国際統一基準行）。</p> <p>◇SA-CCR導入（予定）。ただし、現行のカレント・エクスポージャー方式も「当分の間」選択適用可。</p>
	4月1日	<p>◇（2018年4月1日以後開始事業年度より）法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。</p> <p>◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）。</p> <p>◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。</p> <p>◇（外国関係会社の2018年4月1日以後開始事業年度より）外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の改正が適用。</p> <p>◇<u>事業承継税制の特例制度（全株・税額全額の納税猶予、複数人への承継等）の導入（2018年1月1日以後の贈与・相続等から適用）（予定）。</u></p> <p>◇<u>相続税の小規模宅地等の特例適用要件を厳格化（予定）。</u></p> <p>◇<u>親族等が実質支配する一般社団法人等への贈与・遺贈等に対する課税強化（予定）。</u></p> <p>◇<u>所得拡大促進税制の見直し（予定）。</u></p>

2018年 (H30)	4月1日	◇金融商品取引法の一部改正が施行（フェア・ディスクロージャー・ルール、HFT規制等）。
	5月1日	◇確定拠出年金法の平成28年改正について、下記の改正が施行。 ・個人型への企業拠出が可能（小規模事業主掛金納付制度） ・企業年金制度間の年金資産の持ち運び（ポータビリティ）が拡充 ・企業型について事業者の加入者に対する継続投資教育が努力義務化 ・運用商品提供数の上限が設定 ◇国債の決済期間が、現行の T+2（約定日の2営業日後に決済）から T+1（約定日の1営業日後に決済）に短縮（約定分）。
	5月25日	◇EUの一般データ保護規則（GDPR）適用開始。
	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISAの初年度（2014年分）投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。
2019年 (H31)	1月1日	◇ <u>NISAの口座開設申込時の即日買付けの実施（予定）。</u> ◇ <u>（2019年1月1日以後開始事業年度より）税法上の「恒久的施設」（PE）の定義の見直しが施行（予定）。</u> ◇IFRS16号「リース」発効。
	3月31日	◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行（国内基準行）。 ◇G-SIBsへのTLAC規制導入（リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%）。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。
	4月～5月	◇株式等の決済期間が、現行の T+3（約定日の3営業日後に決済）から T+2（約定日の2営業日後に決済）に短縮。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）。 ◇（2019年10月1日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。
2020年	1月1日	◇ <u>基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し（予定）。</u> ◇ <u>投資信託等の外国税額控除の見直し（予定）。</u>
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。 ◇改正民法（債権法）が施行。
2021年	1月1日	◇IFRS17号「保険契約」発効。
	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2022年	3月31日	◇バーゼルⅢ、完全施行（資本フロア規制は2027年までに段階的施行）。 ◇G-SIBsへのTLAC規制の比率引き上げ（リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%）。
2023年	10月1日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。
2027年	3月31日	◇バーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用（72.5%）。

※原則として、1月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。バーゼル規制はわが国での施行時期ベース（一部見込みを含む）で記載。平成30年度税制改正大綱によるものは下線太字で記載。

◇今月のトピック

2018 年度税制改正で所得税はどう変わるか

～平成 30 年度税制改正大綱解説⑤－所得税編～

2018 年 1 月 26 日 是枝 俊悟

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20180126_012695.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1 大綱に示された個人所得課税の改正案の概要

	目的別の改正案の内容		
	多様な働き方の後押し	所得再分配機能の回復	人的な事情への配慮
給与所得控除	所得の種類別の控除から基礎控除への振替 控除額を一律10万円縮減	控除額の上限を引下げ	所得金額調整控除の創設 子育て・介護を行う世帯について原則増税とならないよう調整を行う
公的年金等控除	控除額を一律10万円縮減	・控除額に上限を設ける ・公的年金等以外の所得が多い者について控除額を逡減	給与所得と公的年金等の所得の両方を得る人について原則増税とならないよう調整を行う
基礎控除	控除額を一律10万円拡大	高所得者について控除額を逡減・消失させる	

(注) 目的別の改正案の内容の振り分けについては筆者の解釈による

(出所) 2017大綱および2018大綱をもとに大和総研作成

図表 2 2018 大綱による改正案による影響

所得・年収	0円	850万円	1,000万円	2,400万円 ^(注1)
給与所得者 (給与収入)	増減税なし		増税 204万人 (子育て・介護世帯を除く)	増税 23万人
年金受給者 (公的年金等以外の所得)	増減税なし		増税 15万人	増税
自営業者 (経費控除後の所得)	減税			200万人強

(注1) 給与所得者が増税となる条件は、正確には給与収入ではなく合計所得金額で2,400万円超である。

(注2) 図表中の人数は、それぞれの改正に伴い増税・減税となる人数につき大和総研が推計した概算値(算定根拠は後述する)。

(出所) 2018 大綱をもとに大和総研作成

図表3 納税者のパターン別の「所得の種類別の控除から基礎控除への振替」の影響

パターン	収入の種類		①所得の種類別の控除	②所得控除	③課税所得
	給与収入	公的年金等の収入			
A	あり	なし	給与所得控除 ▲10万円	基礎控除 +10万円	±0万円
B	なし	あり	公的年金等控除 ▲10万円	基礎控除 +10万円	±0万円
C	なし	なし	変更なし	基礎控除 +10万円	▲10万円
D	あり	あり	給与所得控除▲10万円 公的年金等控除▲10万円 所得金額調整控除+10万円(注2) 計▲10万円	基礎控除+10万円	±0万円

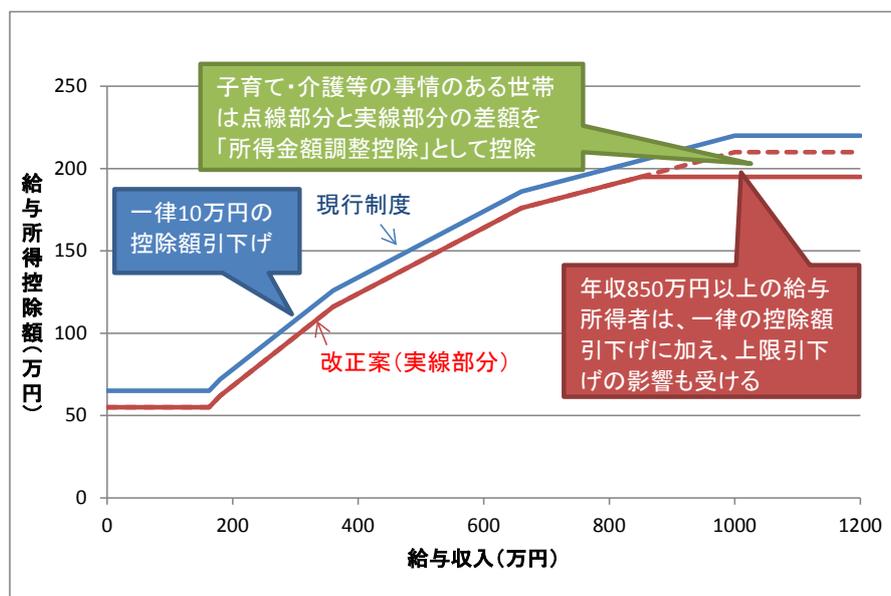
(注1) (各種の) 収入金額 - ①所得の種類別の控除 - ②所得控除 = ③課税所得 となる。

(注2) 所得金額調整控除については、本レポート6.で後述する。

(注3) 高所得者に限った、公的年金等控除の見直し(本レポート4.)および基礎控除の通減・消失(本レポート5.)はここでは考慮していない。

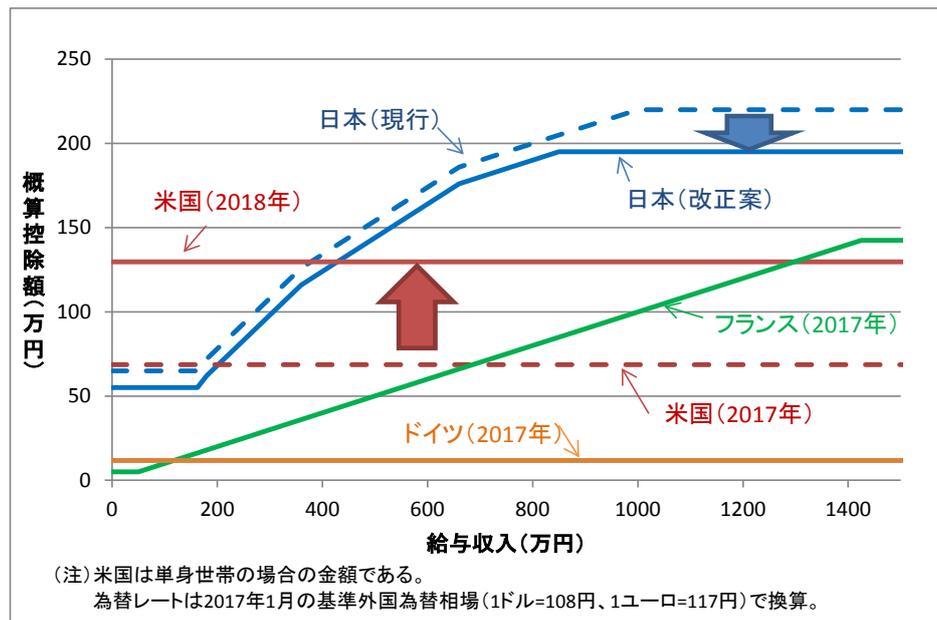
(出所) 2018大綱等をもとに大和総研作成

図表4 給与所得控除の改正案



(出所) 2018 大綱等をもとに大和総研作成

図表5 給与所得者が利用できる概算控除の国際比較



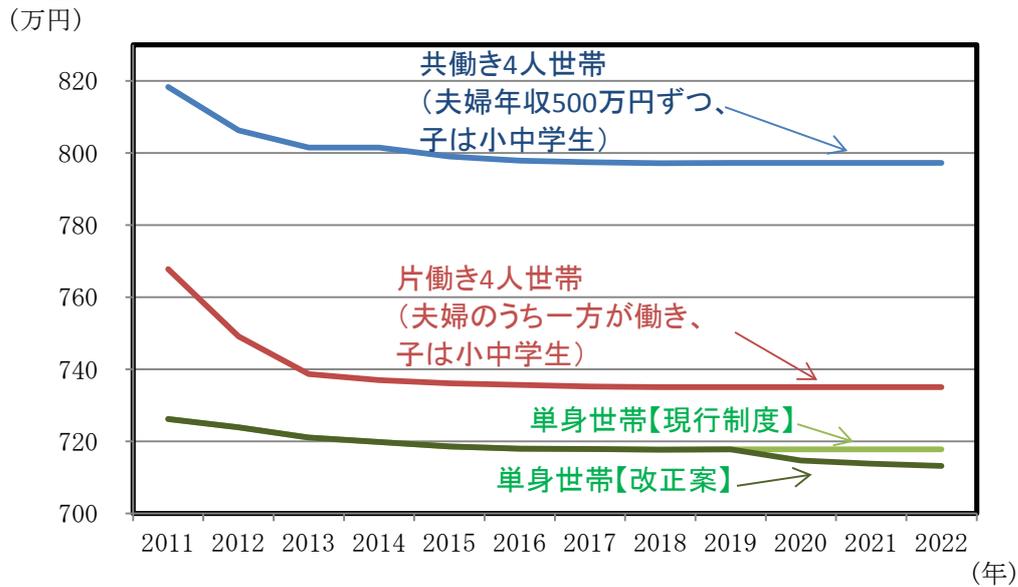
(出所) 税制調査会資料・2018 大綱等をもとに大和総研作成

図表6 基礎控除の改正案



(出所) 法令等および2018 大綱をもとに大和総研作成

図表7 年収1000万円世帯の世帯類型別の名目可処分所得の推移(グラフ)



(出所) 法令および2018大綱等をもとに大和総研試算

図表8 年収1,000万円世帯の名目可処分所得の推移(表)

年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
① 共働き4人世帯	818.34	806.33	801.56	801.50	799.04	797.94	797.43	797.22	797.26	797.26	797.26	797.26
② 片働き4人世帯	767.83	749.15	738.72	736.96	736.08	735.66	735.20	735.05	735.07	735.07	735.07	735.07
③ 単身世帯(現行)	726.21	723.94	721.07	719.85	718.59	718.01	717.83	717.72	717.75	717.75	717.75	717.75
④ 単身世帯(改正案)	726.21	723.94	721.07	719.85	718.59	718.01	717.83	717.72	717.75	714.70	713.83	713.20
①と②の差	50.51	57.18	62.83	64.54	62.95	62.28	62.22	62.17	62.19	62.19	62.19	62.19
②と④の差	41.62	25.21	17.65	17.11	17.50	17.65	17.37	17.33	17.32	20.37	21.25	21.87

(注) 単位: 万円、金額は年額、百円未満四捨五入。主な前提は図表7と同じ。共働き4人世帯は夫婦の合計金額。網掛けは2018大綱によって変動する部分。

(出所) 法令および2018大綱等をもとに大和総研試算

◇レポート要約集

【9日】

2018年以降の制度改正予定（企業法務編）

2018年にも様々な制度改正が予定されている。本稿では、そのうち企業法務に関連する主な動きをまとめ、特に重要なものについて、簡単な解説を加えた。

4月にフェア・ディスクロージャー・ルールが施行される予定である。海外では、EUのMiFID II（1月）やGDPR（5月）の適用が開始される。

法案としては、民法改正（成年年齢の18歳引き下げ）法案、消費者契約法改正法案、独占禁止法改正（課徴金制度の見直し）法案などの国会提出が予定されている。

法制審議会では、民法（相続法）改正、会社法（企業統治等関係）改正に向けた検討も進められている。

その他、機関投資家と企業の対話において重点的に議論することが期待される事項等についてのガイダンス策定や、それに伴うコーポレートガバナンス・コードの改訂も予定されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20180109_012635.html

2018年以降の制度改正予定（バーゼル規制編）

2018年にも様々な制度改正が予定されている。本稿では、そのうちバーゼル規制に関連する主な動きをまとめた。

2018年3月31日から、「国際統一基準行」について金利リスクのモニタリングの見直しが施行される。同日、「SA-CCR（デリバティブ取引に関するカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャーの計測に係る標準的手法）」が導入される予定だが、現行のカレント・エクスポージャー方式も「当分の間」選択適用が認められる方向である。

2019年3月31日から、「国内基準行」について金利リスクのモニタリングの見直しが施行される。同日から、G-SIBsへのTLAC規制が適用されると予想される。

2022年3月31日から、2017年12月に最終合意された項目が適用されると予想される。信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクの算出方法が見直され、資本フロア及びG-SIBsへのレバレッジ比率のバッファーが導入される。同日から、G-SIBsへのTLAC規制の比率が引き上げられると予想される。

一方、安定調達比率の導入やファンド向けエクイティ出資の扱いの見直しについては、現時点で金融庁が告示（案）を公表しておらず、適用時期は未定である。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20180109_012634.html

2018年以降の制度改正予定（税制編）

2018年にも様々な制度改正が予定されている。本稿では、そのうち税制に関連する主な動きをまとめ、特に重要なものについて、簡単な解説を加えた。

所得税については、2018年1月に配偶者控除・配偶者特別控除が改正されるのを端緒に、高所得者の控除を遡減・消失させる改革がスタートする。2019年10月の消費税率引上げの有無の首相の最終決断は2018年末ごろが想定される。たばこや「第三のビール」等の段階的な増税は当面10月に行われ、「10月」はサラリーマンにとってつらい月になるかもしれない。

相続税は、2018年4月1日から、事業承継税制が大幅に改正され利用しやすくなる反面、一般社団法人等への贈与や小規模宅地等の特例を活用した租税回避にはメスが入る。

法人税は、2018年4月1日から租税特別措置の適用要件が大きく変わり、租特の適用の有無により実効税率が大きく変わることになる。国際課税については、BEPSプロジェクトの進行により、国際的な租税回避包囲網が出来上がりつつある。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20180109_012639.html

【10日】

2018年以降の制度改正予定（会計・開示・監査編）

2018年以降にも様々な制度改正が予定されている。本稿では、そのうち会計・監査に関連する主な動きをまとめ、特に重要なものについて、簡単な解説を加えた。

会計については、収益認識、税効果会計、マイナス金利（退職給付）、仮想通貨、有償新株予約権、金融商品、リースなどを取り上げている。

開示に関しては、ASBJ（企業会計基準委員会）の適用後レビューの他、政府による企業情報開示の見直し（事業報告等と有価証券報告書の一体的開示、企業と投資家の対話促進に向けた見直しなど）を取り上げている。

監査に関しては監査報告書の透明化、違法行為への対応を取り上げている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20180110_012641.html

【12日】

2018年以降の制度改正予定（IFRS編）

2018年以降にも様々な制度改正が予定されている。本稿では、そのうちIFRS（国際財務報告基準又は国際会計基準）に関連する主な動きをまとめ、特に重要と思われるものについて、簡単な解説を加えた。

2018年1月1日からは金融商品（IFRS第9号）、収益認識（IFRS第15号）、2019年1月1日からはリース（IFRS第16号）、2021年1月1日からは保険契約（IFRS第17号）に関する新しいIFRSが発効する。

現在検討中のものとしては、セグメント情報、重要性の判断基準、財務諸表の様式や開示原則など、主として財務諸表の表示や注記での開示の関連で、大きな見直しが検討されている。

のれんの減損の見直し、資本と負債の両方の性格を持つ金融商品、共通支配下の企業結合、ダイナミックリスク管理などの検討も注目されることである。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20180112_012651.html

【17日】

法律・制度 Monthly Review 2017.12

～法律・制度の新しい動き～

12月の法律・制度に関する主な出来事と、12月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

12月は、仮想通貨の会計処理案が公表されたこと（6日）、「バーゼルⅢ」が最終合意に至ったこと（7日）、「平成30年度税制改正大綱」が公表されたこと（14日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20180117_012659.html

【26日】

米国、フィデューシャリー規則の動向

～労働省規則の完全施行は2019年7月に延期。SECも独自基準を策定中～

2017年11月29日、米国労働省は、2017年6月9日から段階的施行が開始されているフィデューシャリー規則 (Fiduciary Rule) について、その完全施行日を当初予定されていた2018年1月1日から1年半延期し、2019年7月1日にすることを正式に公表した。労働省は、フィデューシャリー規則の完全施行日を延期したことにより、トランプ大統領の指示に基づく同規則の見直しのための十分な時間的猶予を得たものと思われる。既に施行されている規則の大幅な見直しは想定されていない一方、未施行の規則については、改正ないし廃止など大幅な見直しの可能性もある。

一方、トランプ政権のもとで任命されたSECのクレイトン委員長は、労働省の規則とは異なるSEC独自のフィデューシャリー基準（投資アドバイザーとブローカー・ディーラーに適用される統一フィデューシャリー基準）の策定を進めている。労働省とSECはそれぞれの規則等を策定するに当たり連携することが想定されている。ただし、両方の規則が並存するのか、あるいは、ブローカー・ディーラーに対して本来の管轄権を有するSECの規則が優先するのかなどについては現時点では不透明である。

労働省とSECがどのように連携して、利益相反となるアドバイスを排除し、顧客の最善の利益の実現に資する規則を制定するか、今後もその動向を注視する必要がある。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20180126_012689.html

事業承継税制の拡充・資産税逃れ対策等

～平成30年度税制改正大綱解説④—相続関係税制編～

2017年12月14日、自由民主党・公明党は「平成30年度税制改正大綱」（大綱）を公表した。本稿は、事業承継税制等、大綱における相続税・贈与税等に関する改正について解説する。

課税を軽減する方向での見直しとして、事業承継税制について、中小企業の代替わりを促進するため、要件を大幅に拡充した「特例制度」が10年間限定で創設されることとなった。特例制度では、全ての非上場株式会社について贈与税・相続税が全額猶予されるほか、事業承継後に経営が悪化したため株式を譲渡した場合でも一定の猶予が受けられる等、後継者の将来リスクを軽減する措置等が盛り込まれている。

他方、課税を強化する方向での見直しとして、一般社団法人・一般財団法人を利用した課税逃れに対処するため、同族役員が一定以上いる一般社団法人等の理事の相続について法人に相続税が課税されることとされている。また、いわゆる「家なき子」を利用した小規模宅地等の特例の利用による課税逃れ対策として適用要件が厳格化されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20180126_012694.html

2018年度税制改正で所得税はどう変わるか

～平成30年度税制改正大綱解説⑤—所得税編～

2017年12月14日、自由民主党・公明党は「平成30年度税制改正大綱」（大綱）を公表した。本稿は、大綱における個人所得課税の改正について解説する。

大綱では、①多様な働き方を自由に選択できるようにすること、②所得再分配機能の回復を図ること、③人的な事情に配慮すること、の3点から所得税を見直すとした。具体的には、①のために所得の種類別から基礎控除への振替、②のために給与所得控除の上限引下げと公的年金等控除の見直し、③のために所得金額調整控除の導入を行うとした。

これらの改正により増税となるのは、主に、年収 850 万円超の給与所得者で子育て・介護等の事情のない者（約 204 万人）、公的年金等の受給者で年金以外の所得が 1,000 万円超である者（約 15 万人）、所得が 2,400 万円超である者（約 23 万人）などである。他方、減税となるのは所得が 2,400 万円以下の自営業者等（200 万人強）である（カッコ内の人数はいずれも大和総研による推計値）。政府は、国・地方合わせて差し引き 862 億円の増収を見込んでいる。

大綱で子育てや介護等の事情を考慮して負担増とする者を絞り込んでいるが、現行比の負担増減を重視するあまり税制を複雑にしている面もある。2019 年度以後の税制改正では、国民的な議論を経て所得税のあるべき姿が示されることを望みたい。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20180126_012695.html

【30 日】

有償ストック・オプションの会計処理が確定

～原則費用計上が必要だが、（費用計上しない）従来の会計処理の継続も可能～

2018 年 1 月 12 日、企業会計基準委員会が実務対応報告を公表し、いわゆる「有償ストック・オプション」の会計処理を明らかにした。有償ストック・オプションは、近年多くの企業で導入されているが、ストック・オプション会計基準が適用されるか明らかでなかったため、現状、多くの企業では費用計上されていないようである。

実務対応報告では、権利確定条件付き有償新株予約権（有償ストック・オプション）は、原則としてストック・オプション会計基準上のストック・オプションに該当するとされ、「権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額－払込金額」を費用計上することが求められる。

実務対応報告は、2018 年 4 月 1 日以後適用される。ただし、実務対応報告の適用日より前に従業員等に付与したものについては、従来採用していた会計処理を継続することが認められる。この場合、権利確定条件付き有償新株予約権の概要と、採用している会計処理の概要を注記することが求められる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20180130_012703.html

【31 日】

恒久的施設 (PE) と外国子会社合算税制の見直し

～平成 30 年度税制改正大綱解説⑥—国際課税編～

12 月 14 日、自由民主党・公明党は「平成 30 年度税制改正大綱」を公表した。本稿では、国際課税関連の見直しについて解説する。

恒久的施設 (PE) の定義が見直され、課税を逃れるため、PE 認定を人為的に回避することを防止する措置が導入される。保管・展示・引渡し等のために使用する場所は、その活動が準備的又は補助的なものでなければ、PE に該当することとされる。平成 31 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税等から適用される。

昨年度改正された外国子会社合算税制（未施行）について、追加の改正がなされている。海外 M&A を行った場合に、不要なペーパーカンパニー等の解散等グループ内組織再編の際に生じる株式譲渡益が合算対象外とされている。一定の受動的所得のみが合算対象とされる「外国金融子会社等」の定義や、二重課税の調整方法が見直されている。昨年度改正とあわせ、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20180131_012714.html

◇1月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日本経済新聞 (1月7日付朝刊2面)	監査法人の交代についてコメント	吉井 一洋
日本経済新聞 (1月25日付朝刊1面)	家計の実質可処分所得の推移について 試算掲載	是枝 俊悟
フジテレビ THE NEWS α (1月25日放映)	家計の実質可処分所得の推移について 試算掲載	是枝 俊悟
機関誌 IR-COM (1-2月号)	フェア・ディスクロージャー・ルールで 変わる情報開示(3) ～ガイドライン案のポイントと企業の対応	横山 淳
Financial Adviser (2月号)	シンクタンク研究員による読み解き！ 最新制度 Vol. 35- 投資信託の外国税額控除の見直しで 海外投資のリターンはどこまで改善するか	是枝 俊悟

◇1月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
1月9日 掲載	コラム：2018年は副業が広まる年に？ http://www.dir.co.jp/library/column/20180109_012633.html	是枝 俊悟
1月15日 掲載	コラム：成人年齢の引き下げと年金制度 http://www.dir.co.jp/library/column/20180115_012650.html	小林 章子
1月24日 掲載	コラム：コーポレートガバナンス・コードの見直しを巡る対話 ～ 総務部長Bのため息～ http://www.dir.co.jp/library/column/20180124_012669.html	横山 淳